

雇用のあり方、 取り組み方

— 会員企業の立場から雇用の現状、問題点を考える —

第33回

従業員への新型コロナウイルス ワクチン接種を考える

株式会社ヒューマンリソースみらい
代表取締役 荒木康之
(特定社会保険労務士)

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は医療従事者や65歳以上の高齢者への接種に続いて、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従業員、60歳〜64歳の者への接種、一般者への接種となります。ワクチン接種を希望する65歳以上のすべての高齢者への接種を7月末までに進めることが出来るように行政が進めていますので、一般者への接種も順次進んでいきます。ワクチン接種が開始されるに当たり、労務の面でも様々なことが起きる可能性があります。今回は労務管理をする上での新型コロナウイルスの接種について考えてみたいと思います。

ワクチン接種を義務付け出来るか

経済活動を円滑に行うためには、従業員のワクチンの接種を早く進めたいとする事業主は多いことで

しょう。特に営業の自粛等の対応を余儀なくされている事業主は、一刻も早く事業を正常化させたいでしょうから、従業員全員に早くワクチン接種を受けさせたいことでしょう。一方でワクチンの副反応等を懸念して、ワクチン接種に消極的な人の割合も一定数いるようです。アメリカでの事例ですが、ワクチン接種を義務付けた事業主が、接種を拒否した従業員を解雇したということが発生しています。日本ではワクチン接種を義務付け出来るのでしょうか？そして拒否した場合に、懲戒処分や解雇を行うことは出来るのでしょうか？

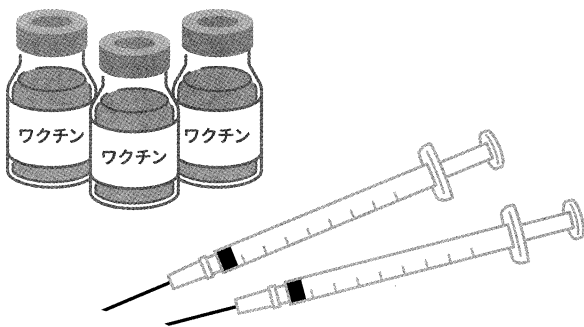
結論をいえば、従業員にワクチン接種を義務付けることは出来ません。ワクチン接種による副反応が実際に報告されていますので、従業員にワクチン接種の要請を行うことは可能ですが、義務付けは出来ないと考えてください。義務付けは出来ませんので、懲戒処分を科し

たり、解雇するなど不利益な取り扱いをすることは出来ません。従業員に対しては積極的に接種を受けてほしいところですが、「要請レベル」に留めることになるでしょう。ワクチン接種を拒否した結果、新型コロナウイルス感染症に罹ったとしても、懲戒処分を科すことは出来ません。

どうすればワクチン接種を受けやすくなるか

(1) 従業員がスムーズにワクチン接種出来るようにするには

年に一度、従業員に健康診断を受けさせることは事業主の義務となつていますが、それに要する時間について賃金を支払う義務はありません(昭和47年9月18日基発第602号)。同じようにワクチンの接種を受けるために仕事を休んだ場合であっても、賃金の支払い義務は発生しません。そうなると当然



を義務付け出来ないなかで、どのようにして従業員のワクチン接種を進めていくか、考えなければなりません。仕事を気にせずワクチン接種を先送りしないための対応が求められます。

(2) 安心して接種出来るためには

ワクチンの接種を受けた場合、接種の当日や翌日などに副反応として痛みが生じたり、体調に変化が起きる恐れがあります。特に2回目の接種後に発生しているようです。副反応が出た場合であっても、従業員が安心して休みを取れるようにしておく必要があります。

年次有給休暇の利用は？

業務中にワクチン接種を受けることを事業主が推奨することは可能ですが、賃金を支払わないとすれば、接種に前向きになることは難しいでしょう。より積極的な接種に向け、ワクチン接種による欠勤について賃金を控除しないという取り扱いが必要になるでしょう。

働く日に働く義務を免除するには、法律上は年次有給休暇があります。

す。年次有給休暇を取得させることでワクチンの接種を受けさせることも可能ではありません。しかし年次有給休暇は、その取得は働く人の権利であって、取得の時期も目的も自由に行うことが出来るとされています。ワクチンの接種を目的として、通常の年次有給休暇とは別扱い、いわゆる「ワクチン休暇」を制度化していくことをお勧めします。

ワクチン休暇のポイント


ワクチン休暇は「特別有給休暇」として制度化することになります。慶弔による特別休暇と同じような扱いになります。ワクチン休暇には統一したルールがあるわけではありませんので、個々の事業主の判断で制度化することになります。一部重複しますが、制度化する上で次のポイントについて検討してはいかがでしょうか。

- (1) ワクチン接種のための時間の取り扱い
- (2) 副反応が出た場合の取り扱い
- (3) 同居家族の接種や副反応による看病の取り扱い

ワクチン休暇を導入する場合には、特別に「ワクチン休暇規程」を作成し、従業員に周知することをお勧めします。事業主として従業員に積極的に接種してもらうために、非常に重要なこととなりますので、是非実施していきましょう。厚生労働省では新型コロナワクチンに関する情報提供を次のHPにて行っていますので、参考にしてください。

**厚生労働省の
新型コロナワクチンに関するHP**

- ◆ 新型コロナワクチンQ&A
<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>
- ◆ コロナワクチンナビ
<https://v-sys.mhlw.go.jp/>



YOKOHAMA MOTOMACHI
POMPADOUR

〒231-8666 横浜市中区元町4-158-1 ☎(045)662-4180代



**HOTEL
NEW GRAND**

ホテルニューグランドは
歴史と伝統に培われた
正統派のおもてなしで
お客様をお迎えいたします

〒231-8520 横浜市中区山下町10
TEL.045(681)1841
<https://www.hotel-newgrand.co.jp>